

平成25年9月30日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

株式会社メガロス  
代表取締役 木皿儀邦夫



## 回 答 書

貴協会からの平成25年8月30日付「ご連絡」につきまして、以下の通りご回答申し上げます。

### 1. クラブ会員会則第9条第3項等に係るご指摘について

年一括払いの場合等における会費の返還は、会則第14条第1項から第3項までの規定に従い会員資格を喪失した場合にのみ行われるものであります。従いまして、会費の返還につきましても、会員資格の喪失について定める第14条にまとめて定めることが消費者である会員の皆様にとっても明確かつ平易であると考え、第14条に第4項を新設し、会費の返還についての定めを明記いたしました。

なお、当社の会員は、会費を月払いでお支払いされている方が多く、年一括払いにてお支払いされている方は少なく、このような当社の会員構成からいたしますと、会員資格の喪失時に会費の返還が生じる会員の方がむしろ少ないという実態がございます。また、貴協会からご提案された条文では、会費は原則として返金するとされておりますが、ご提案の文言では、会員資格を喪失していない状態であっても、あるいは、返還が生じることのない月払いの会費につきましても、いつでも返金がされるとの誤解を消費者に与える可能性もあるものと考えております。したがって、貴協会からご提案のございました会則の変更案については採用を致しかねるものでございます。

当社といたしましても、今後とも会員の皆様にご理解いただけるよう留意してまいりますので、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 2. 返金額の計算方法に係るご指摘について

当社におきましては、会則第14条第4項において、会費の返還をいたします場合、受領済みの会費から、「会社所定の方法により計算した既経過期間に相当する部分の会費を控除した残額」を返還することとしております。

そして、当社におきましては、原則として、会員資格喪失の日を月末とする運用を行っております。たとえば、会員様からの退会申出による場合は、退会を希望される月の10日までに退会の手続を行っていただいたとき当該月末をもって退会（会員資格の喪失）となります。また、当社において施設閉鎖等行う場合も、当社としては月末をもって施設閉鎖等を行う方針でございますので、会員資格の喪失日は月末となり

ます。しがたいまして、会費の支払方法が月払いの場合も年一括払いの場合も、会費の返還に当たって日割り計算を行う必要は基本的に生じないこととなります。

また、年一括払いの会費につきましては、1年間ご継続いただくことの特典として、概ね1ヶ月程度の割引をさせていただいております。従いまして、会則第14条第1項による会員資格の喪失の場合は、会員様に由来する資格喪失であることに鑑みまして、この場合には、割引特典をご返上いただく趣旨で、既経過期間につきまして通常の月会費に割り戻して計算し、残額がある場合には当該残額を返金させていただき取扱いとさせていただきます。他方、会則第14条第2項及び第3項による会員資格の喪失の場合は、当社に由来する資格喪失であることに鑑みまして、通常の月会費に割り戻して計算することはせず、年払い会費を12等分する形で、返還すべき会費の額を計算しております。

なお、具体的な計算方法につきましては、年一括払いを選択してご入会される方に対しまして、平成25年10月1日から別紙の書類を交付して、よりご理解を頂く対応をとることといたしました。

以 上

＜年一括払い会員中途退会時の会費返金額について＞

このたびはスポーツクラブメガロスにご入会いただき、誠にありがとうございます。

さて、お客様より年一括払いにてお支払いいただきました会費につきましては、会費前払い期間満了前に会員様からのお申し出によりご退会となりました場合（会員様からの退会申出により会員資格を喪失された場合）には、下記の計算方法により計算し、残額がある場合に、その残額を返金させていただきます（クラブ会員会則第14条第4項）。

つきましては、返金額の計算方法を下記の通りご案内させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

記

＜返金額計算方法＞

お支払いいただきました年一括払いの会費から、ご退会月までの会費相当額を控除し、残額がある場合に、その残額を返金いたします。

なお、ご退会月までの会費相当額の計算につきましては、年一括会費の12分の1ではなく、月会費の金額が基準となります。

＜返金額計算例＞

●前提

年一括会費 : 110,000円  
会員期間 : 1月1日～12月31日  
退会月 : 9月30日〔注〕

注：退会は各月の末日付けとなります。9月退会の場合、退会手続き期限は9月10日となります（「入会にあたっての承諾事項」の【退会手続き】の欄をご参照ください）。

月会費 : 10,000円（同種の会員種類）

●計算式

10,000円 × 9ヶ月（経過月数） = 90,000円  
（ご退会月までの会費相当額）

110,000円 - 90,000円 = 20,000円

20,000円のご返金

※上記の場合、月会費の11ヶ月分を年一括会費と定めておりますので、11ヶ月経過後に退会の申出がございました場合は、返金額は0円となります。

以上